令和 7 年 5 月 20 日

市民の皆様へ

鳥栖市水泳連盟　　会長　阿世賀　正義

鳥栖市水泳連盟の事業休止について(お知らせ)

本市水泳連盟の令和 7 年度事業の会場について、市の担当課スポーツ振興課と教育委員会と連携して実施の可能性について検討された結果、鳥栖市の全ての小学校プール使用ができない旨の報告を受けました。

昭和 44 年に市水泳連盟が設立して今年で 56 年また、鳥栖市スポーツ協会に加盟して、長年努力をしてまいりましたが、事業ができない現状で事業を展開することができませんので、プール施設が確保されるまで、下記の市水泳連盟事業のすべてを休止いたしますので、お知らせいたします。

記

１．初心者水泳教室　　6 月中旬から 8 月中旬までの 16 日間

２．市民水泳大会兼県民スポーツ大会予選会　　7 月中旬

３．水泳教室記録会　　8 月中旬

４．県民スポーツ大会強化事業及び出場等　　10 月中旬

以上を休止いたします。